

芦屋町成年後見制度利用促進計画（案）

芦屋町

令和〇年〇月

- 目 次 -

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・目的 3
- 2 成年後見制度とは 4
- 3 計画の位置付け 7
- 4 計画の期間 8
- 5 計画の策定体制 9

第2章 成年後見制度と町の現状

- 1 人口・世帯の状況 11
- 2 高齢者・障がい者の状況 14
- 3 成年後見制度の利用状況 16

第3章 成年後見制度の利用促進に取り組む上での課題

- 1 高齢者アンケート調査から見た課題 19
- 2 障がい者アンケート調査から見た課題 23
- 3 課題のまとめ 28

第4章 課題解決のための考え方

- 1 施策の方向性 30
- 2 施策の体系 31
- 3 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals：SDGs)との関係 . 32

第5章 計画の推進と評価

- 1 計画の点検・評価・推進体制 34
- 2 成年後見制度の利用促進に係る体制 35

第6章 資料編

- 1 用語集 37

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1) 社会的背景・目的

高齢化の進展により増加している認知症や、知的障がいその他の精神上的障がいにより、財産の管理や日常生活を送るうえでの課題を抱えている人を支える制度として、成年後見制度が平成12年4月から始まりました。

この成年後見制度は、意思決定に課題を抱える人を支援する重要な仕組みとして位置づけられていますが、制度の運用開始後、実際に成年後見制度を利用される人は、支援を必要とする人の一部に限られる状況が続いているものと推測されます。

そのような中で、支援を必要とする人が、成年後見制度を適切に利用できるよう、平成28年4月、**成年後見制度の利用の促進に関する法律**が公布され同年5月に施行されました。

この法律は、国や地方公共団体が成年後見制度の利用促進に取り組む責務等を明らかにすること等により、成年後見制度を利用している人、これから利用しようとしている人の権利利益が適切かつ確実に保護される体制を整備することを旨としています。

さらに、この法律に基づき、平成29年3月に、政府の**成年後見制度利用促進基本計画**が策定され、国や地方公共団体が取り組むべき事項が具体的に示されています。

芦屋町では、これら法律や政府の基本計画で示されている、成年後見制度の利用促進に関する町の責務を果たすため、**芦屋町成年後見制度利用促進計画**を策定し、必要な体制整備や関係機関との連携などの施策を進めるとともに、町の現状や課題を整理・検討することとしました。

2 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利利益を保護するための制度です。申立てを受けた家庭裁判所の審判により、判断能力が十分でない本人（以下「成年被後見人等」といいます。）を援助する人（以下「成年後見人等」といいます。）として成年後見人、保佐人、補助人を選任する制度です。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。	

(2) 成年後見制度に関する相談先

芦屋町では、成年後見制度を利用している人やこれから利用を考えている人が、成年後見制度に関する相談等を行う窓口の設置を含め、成年後見制度利用促進のための中核機関※業務を、北九州成年後見センター「みると」に委託しています。芦屋町の住民の方であれば、基本的に無料で相談をすることができますので、ぜひご利用ください。

成年後見制度の相談窓口	
名称	電話番号
北九州成年後見センター「みると」	093-884-0501
福岡家庭裁判所成年後見センター	092-981-9606
成年後見センターリーガル・サポート福岡支部（福岡県司法書士会）	092-738-1666
高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」（福岡県弁護士会）	092-724-7709
ぱあとなあ福岡（福岡県社会福祉士会）	092-483-2941
社労士成年後見センター福岡	092-414-8775
成年後見支援センター（九州北部税理士会）	092-433-2366
コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部（福岡県行政書士会）	092-641-2501
芦屋町地域包括支援センター	093-223-3581

(3) 成年後見制度の周辺制度など

①日常生活自立支援事業

成年後見制度と類似する制度に、日常生活自立支援事業があります。この事業は、利用者が都道府県社会福祉協議会と契約を締結し、金銭管理等に不安がある利用者の日常生活に必要な金銭や通帳の管理等を社会福祉協議会が行います。

契約に基づき、判断能力が不十分な人の意思決定を支援する制度として、家庭裁判所の審判等を必要としない分、成年後見制度と比較して利用し易い制度となっています。

ただし、成年後見制度が、日常的な金銭に留まらないすべての財産管理や福祉施設の入退所など、生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができるのに対し、日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定されるという違いがあります。

日常生活自立支援事業の利用についての相談受付は、市町村の社会福祉協議会が行っており、芦屋町では以下の窓口で受け付けています。

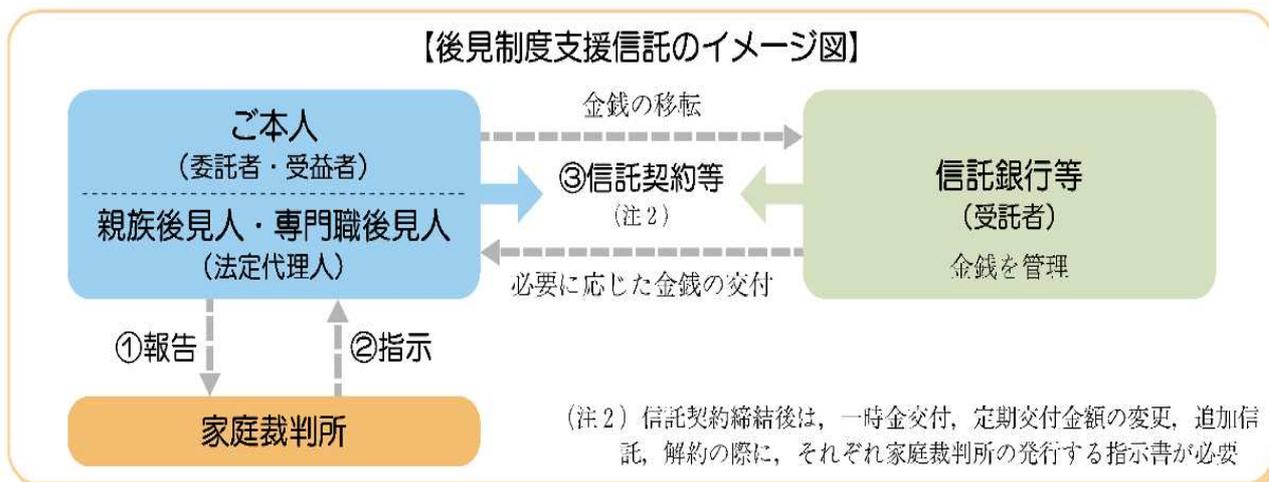
○社会福祉法人 芦屋町社会福祉協議会（芦屋町緑ヶ丘4番22号）

電話：093-222-2286 ファクス：093-222-3713

②後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます※。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

このように、後見制度支援信託は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。※保佐、補助及び任意後見では利用できません。



最高裁判所作成資料「後見制度において利用する信託の概要」より抜粋

コラム：判断能力が不十分な人の預貯金の引き出し

金融機関口座からの預貯金の引き出しは、原則的に本人または委任を受けた代理人が行わなければならないとされており、施設等に入所している認知症高齢者等の判断能力が不十分な人の預貯金の引き出しを家族等が行おうとした際に、金融機関に断られるといった事例が多く発生しています。

このような金融機関の対応は、本人の財産の保全という見地からすれば正当なものと言えますが、他方、本人の医療・介護費用等に必要なお金の引き出しも出来なくなるなど、本人にとって不利益な事態が生じる可能性もあります。

金融庁は、このような現状に関して、本人のために使われる預貯金の引き出しについては柔軟な対応が取られるよう、指針の作成などを業界団体に求める意向を示しています。このような流れは、超高齢社会を迎えている日本の現状に沿うものです。

ただし、成年後見制度を利用している人であれば、成年後見人等の権限で本人の為の預貯金の引き出しが可能となることから、継続的に本人のための預貯金の引き出し等が必要な場合は、成年後見制度の利用を検討する必要があります。

3 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

芦屋町成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、政府が策定した成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら、芦屋町における成年後見制度の利用促進に向けた取組みの方向性を明らかにするために策定するものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋（平成28年5月13日施行）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画（政府） 抜粋（平成29年3月24日閣議決定）

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

⇒（4）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

⇒③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

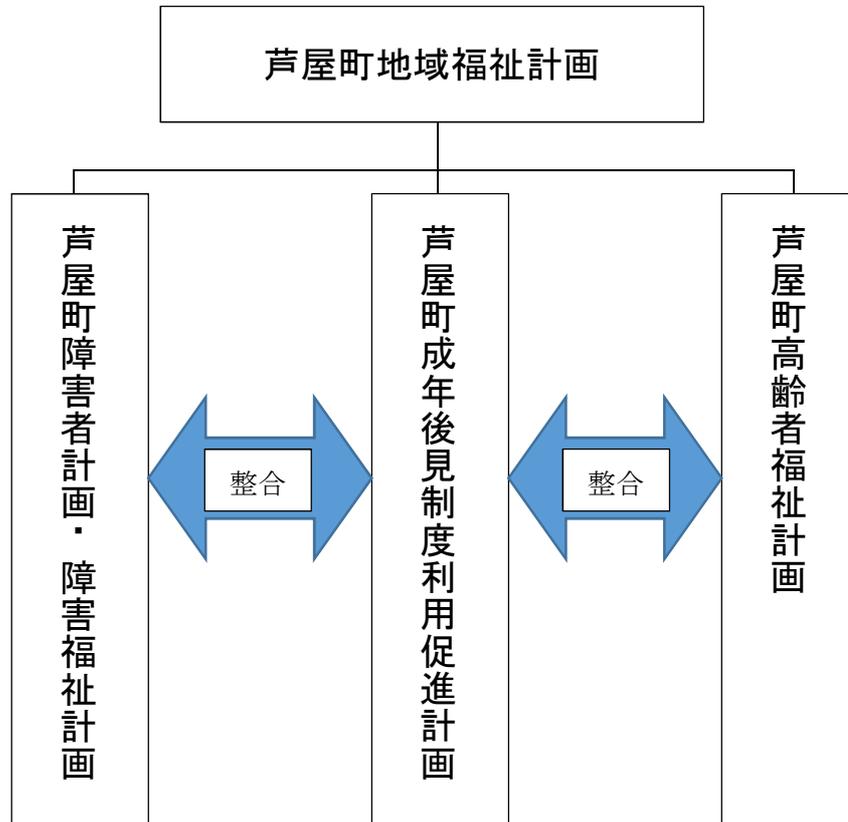
○ 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

○ 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

- ・（省略）地域連携ネットワーク※の三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- ・（省略）チーム※や協議会※等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- ・（省略）地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

(2) 芦屋町における計画の位置付け

芦屋町成年後見制度利用促進計画は、芦屋町地域福祉計画を上位計画とし、芦屋町高齢者福祉計画、芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画と整合を図りながら、芦屋町において成年後見制度の利用が促進されるよう、町の現状や課題を整理するとともに、町として取り組む施策等を明らかにするものです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。計画期間満了後、改訂を行う場合においては、その時点の社会情勢等を考慮し、改めて位置付けを検討するものとします。

また、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
第1次	計画策定	計画期間					
第2次				計画策定	計画期間(未定)		

5 計画の策定体制

(1) 芦屋町地域福祉計画推進委員会

地域福祉計画を所管し、高齢者福祉及び障がい者福祉の分野の関係者の他、学識経験者、住民の代表などから構成される「芦屋町地域福祉計画推進委員会」において、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

(2) 芦屋町地域包括ケア推進委員会

高齢者福祉計画を所管する「芦屋町地域包括ケア推進委員会」において、計画案の報告を行い、高齢者福祉の視点から成年後見制度の利用促進に係る意見聴取を行いました。

(3) 芦屋町障害福祉計画推進委員会

障害者計画及び障害福祉計画を所管する「芦屋町障害福祉計画推進委員会」において、計画案の報告を行い、障害者福祉の視点から成年後見制度の利用促進に係る意見聴取を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

芦屋町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日まで意見の募集を実施しました。

第2章 成年後見制度と町の現状

第2章 成年後見制度と町の現状

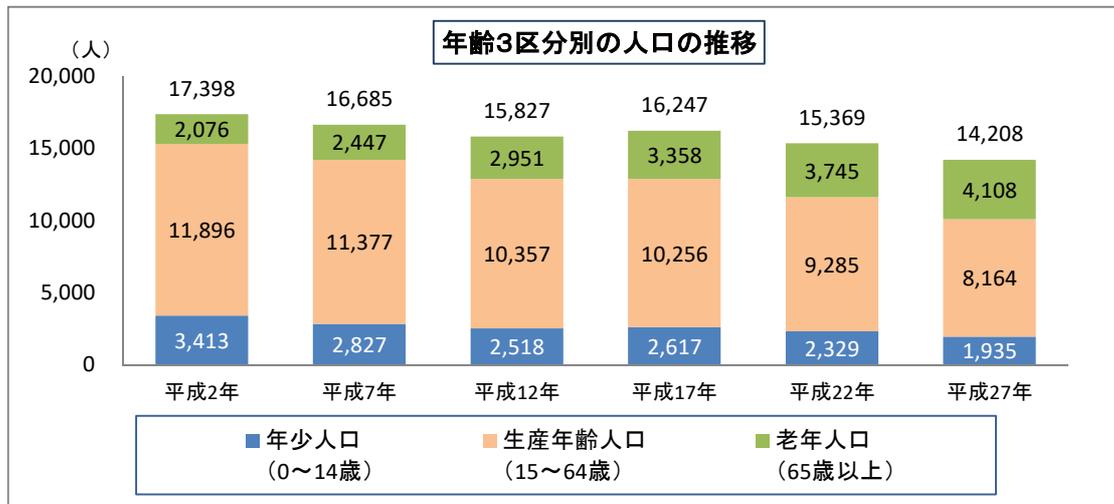
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

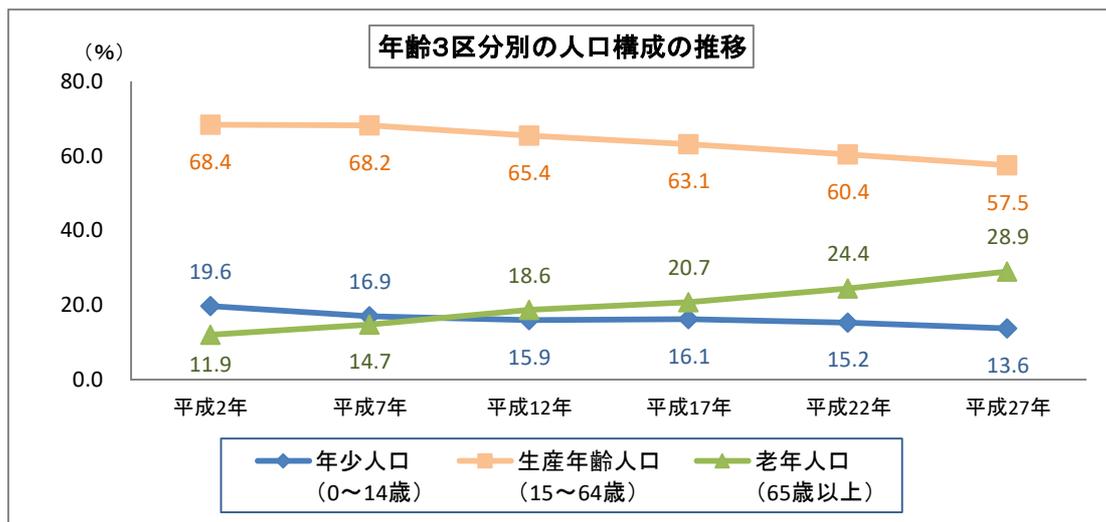
近年の国勢調査結果でみると、芦屋町の人口は減少を続けており、平成2年の17,398人から平成27年には14,208人となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

また、平成27年度の高齢化率は28.9%となっており、これは国の26.3%、福岡県の25.9%より高い数字となっています。



出典: 国勢調査 合計人口には年齢不詳者を含む

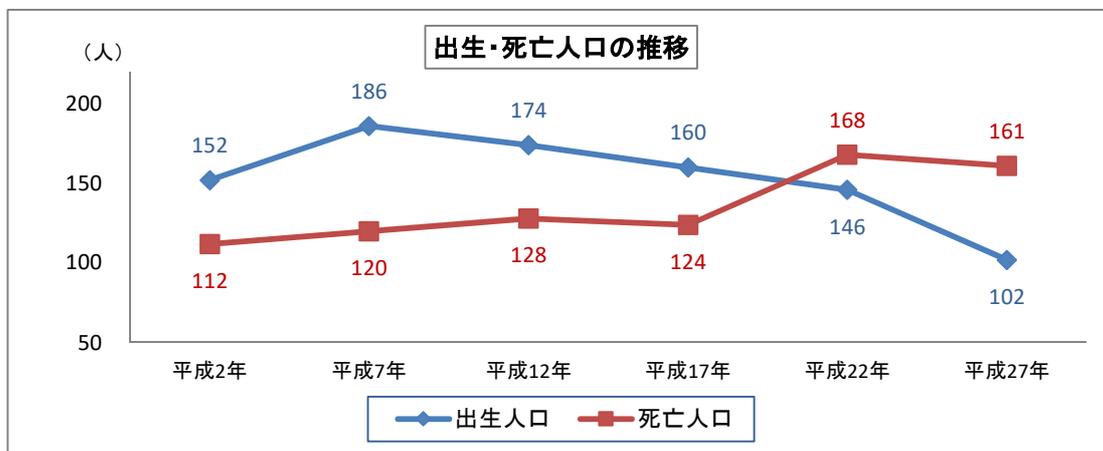


出典: 国勢調査

(2) 出生・死亡・転入・転出人口の推移

出生人口は、平成7年以降年々減少し、平成27年には102人となっています。
 死亡人口は、平成2年の112人から増加し、平成27年には161人となっています。

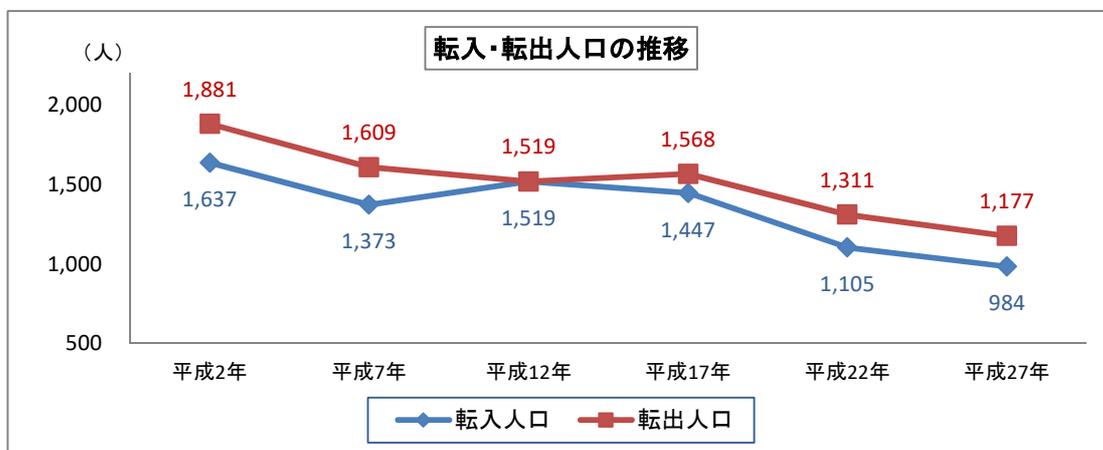
人口の自然増減（出生人口－死亡人口）の推移をみると、平成17年までは出生人口の方が死亡人口を上回っていましたが、平成22年以降は逆転しています。



出典：国勢調査

転入人口、転出人口ともに、ほぼ減少傾向で推移し、平成27年には転入人口984人、転出人口1,177人となっています。

人口の社会増減（転入人口－転出人口）の推移をみると、転出人口が転入人口を上回る状態が続いています。

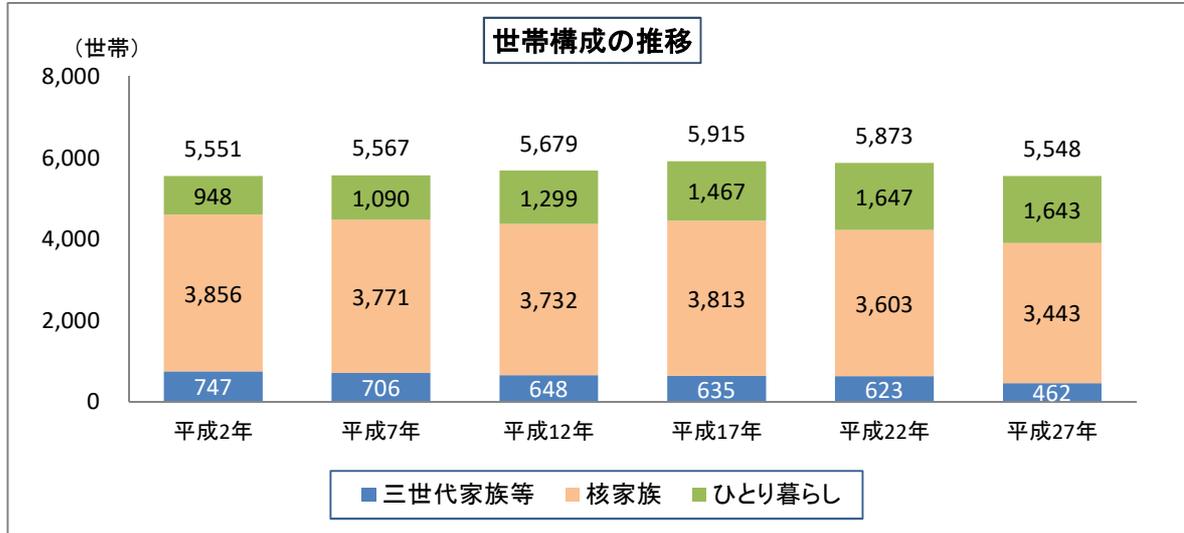


出典：国勢調査

(3) 世帯構成の推移

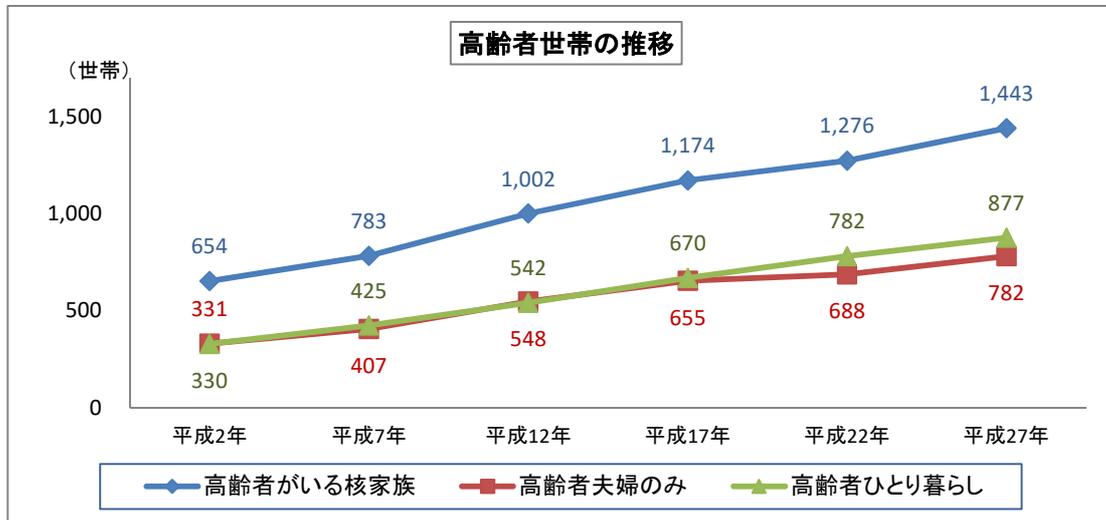
世帯数の状況は、平成2年から平成17年まで増加傾向で推移していましたが、平成22年以降減少傾向に転じています。

世帯構成ではひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、平成27年のひとり暮らし世帯は1,643世帯となっています。



出典：国勢調査

高齢者世帯については、高齢者がいる核家族、高齢者夫婦のみ、高齢者ひとり暮らし、全てにおいて年々増加傾向で推移しており、平成27年には、高齢者夫婦のみ世帯782世帯、高齢者ひとり暮らし世帯877世帯となっています。



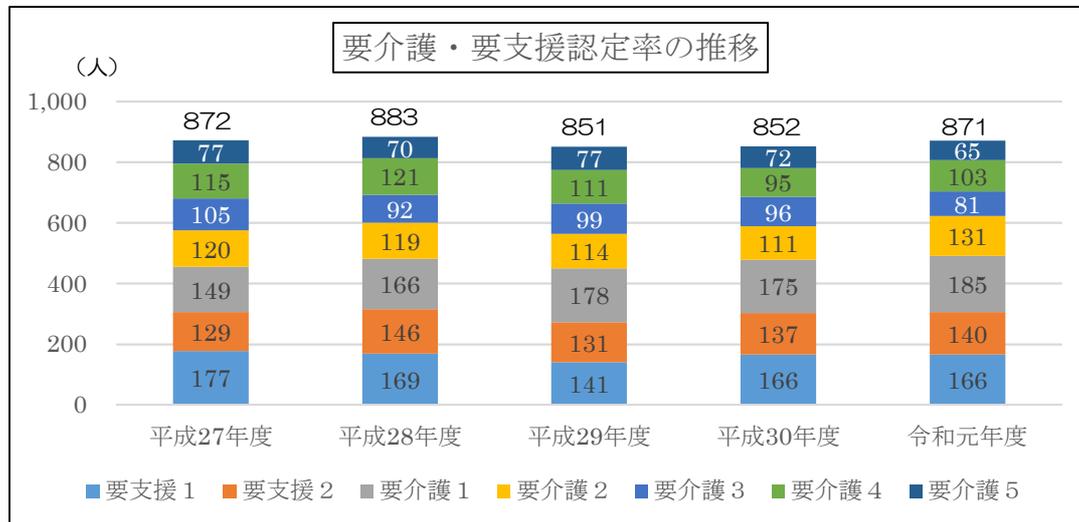
出典：国勢調査

2 高齢者・障がいのある人の状況

(1) 介護保険要介護・要支援認定者の状況

介護保険の要介護・要支援認定者数は、平成27年度から令和元年度まで、毎年多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況となっています。

令和元年度については、要支援者が35.1%、要介護1の認定者が21.2%で、これら軽度者が、全体の56.4%を占めています。また、19.3%が要介護4・5の重度者となっています。



出典：福岡県介護保険広域連合 各年度9月30日現在

(2) 認知症高齢者の将来推計

厚生労働省が発表している認知症有病率の将来推計によると、令和7年に高齢者の5人に1人が認知症（軽度から重度を含む。MC I（軽度認知障害）は含まない。）を発症すると予測されており、芦屋町でも同様の状況になると予測されます。

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	令和3年 (2021)	令和7年 (2025)	令和12年 (2020)	令和17年 (2025)	令和22年 (2030)	令和27年 (2035)
各年齢層の認知症有病率が一定の場合の推計値 人数(千人)	462万人	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢層の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数(千人)	462万人	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

出典：厚生労働省

第2章 成年後見制度と町の現状

芦屋町の将来人口推計によれば、令和7年の町の高齢者人口は、約4,300人と予測されていますが、国の推計と同様、5人に1人が認知症であるとすれば、860人ほどの人が何らかの認知症であることとなります。

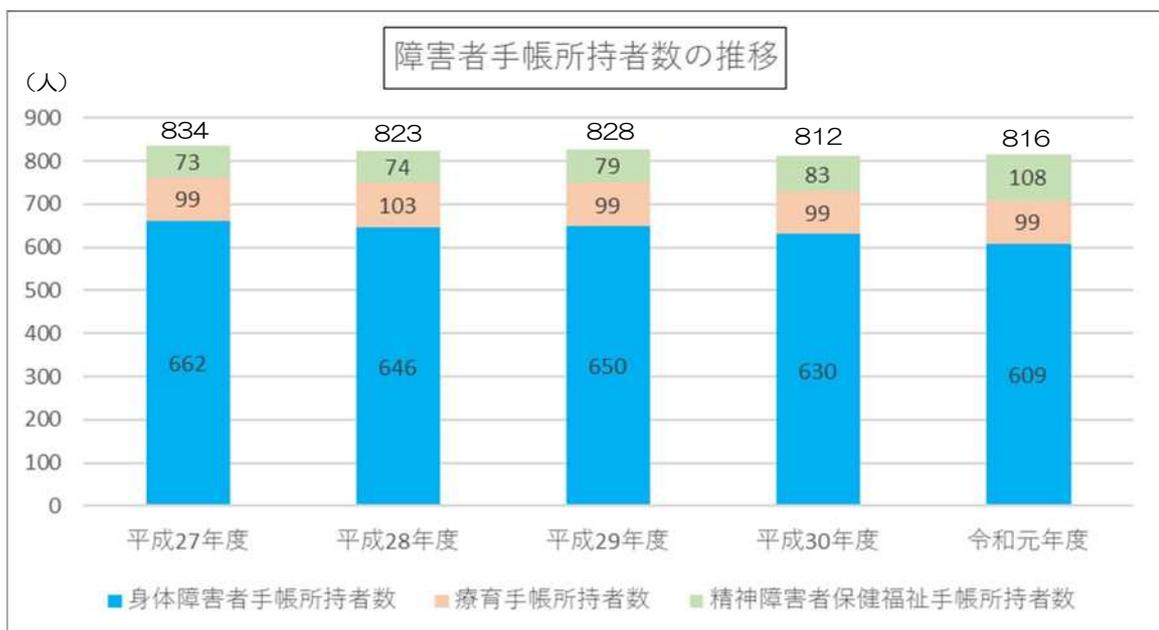
同年の町全体の人口推計が、13,900人であることから、町の全人口の16人に1人は認知症の症状を有する人となり、成年後見制度の潜在的な利用者は、増加傾向にあります。



出典：芦屋町人口ビジョン（平成28年3月）

(3) 障がいのある人の状況

障害者手帳所有者を全体でみると、平成27年度以降、身体障害者手帳所有者数が減少し、療育手帳所有者数が横ばいで推移していますが、精神障害者保健福祉手帳所有者数については平成27年度から令和元年度の5年間で約1.5倍に増加しており、成年後見制度の潜在的な利用者は、増加傾向にあると予測されます。



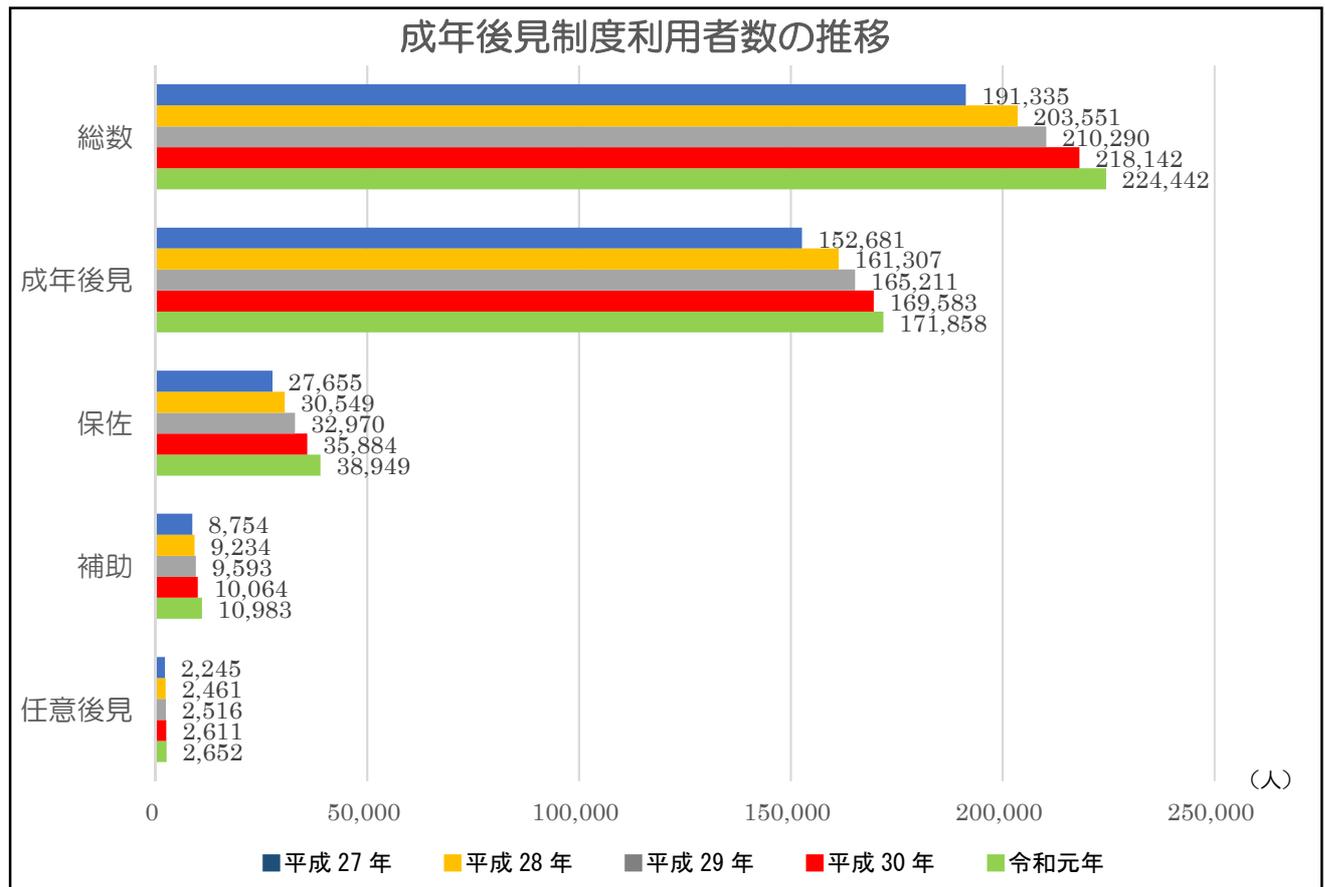
出典：芦屋町(福祉課) 各年度3月31日現在

3 成年後見制度の利用状況

(1) 全国の状況

最高裁判所が公表している資料によると、令和元年の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人 選任事件）の申立件数は合計で35,959件（前年（平成30年）は36,549件）と、対前年比約1.6%の減少となっており、過去5年間で見ても毎年35,000件前後で推移しています。

一方、成年後見制度の過去5年間の利用者数の推移をみると、全ての類型で増加しており、毎年、利用者が増加していることがわかります。



出典：最高裁判所事務総局家庭局〔成年後見関係事件の概況-平成31年1月～令和元年12月-〕

(2) 芦屋町の状況

①成年後見制度の利用状況

福岡家庭裁判所小倉支部提供の資料によると、令和2年6月末時点の芦屋町における成年後見制度の利用者は17人となっています。

これを類型別にみると、成年後見が13件、保佐及び補助がそれぞれ2件ずつとなっており、全国の状況と同じく後見類型が最も多くなっています。

また、年齢別の状況でみると、60歳以上の利用者が全体の7割を占めており、高齢化の進展により認知症高齢者が増加しているとみられる現状に合致する結果となっています。

なお、被成年後見人等について、後見開始等の審判を申立てる親族等がない場合に、居住地の市町村長が申立人となり、審判開始の申立てを行う「首長申立て」について、芦屋町では近年対象事例がなく、また、資力に乏しい被成年後見人等に代わって、町が成年後見人等に報酬を支払う「成年後見制度利用支援事業」の利用実績もありません。

○芦屋町における類型別成年後見制度利用者数

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
13人	2人	2人	0人	17人

○芦屋町における年代別成年後見制度利用者数

90代	80代	70代	60代	50代	40代	30代	20代	合計
5人	3人	2人	2人	2人	1人	1人	0人	17人

※本項目の数値は、全て福岡家庭裁判所小倉支部提供資料による。(令和2年6月末時点)

②相談受付の状況

芦屋町地域包括支援センターが受付けた相談のうち、成年後見制度に関連する相談件数は、平成30年度が5件、令和元年度が4件(いずれも延べ相談件数)となっており、ここ数年、著明な増減傾向は見られませんが、毎年、一定数の相談が寄せられていることから、潜在的な制度の利用ニーズがあるものと考えられます。

○芦屋町地域包括支援センターにおける成年後見制度の利用に関する相談件数

平成30年度	令和元年度
5件	4件

第3章 成年後見制度の利用促進に取り組む 上での課題

第3章 成年後見制度の利用促進に取り組む上での課題

1 高齢者アンケート調査から見た課題

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は、「第8期芦屋町高齢者福祉計画」を策定するにあたり、高齢者福祉推進についての住民の意識や意向を把握し、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

② 調査の概要

- 調査対象者 芦屋町にお住いの65歳以上の方の中から1,500人を無作為抽出（※住民基本台帳令和2年1月1日現在）
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査期間 令和2年3月13日～27日

③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
1,500	794	52.9%

④集計上の注意

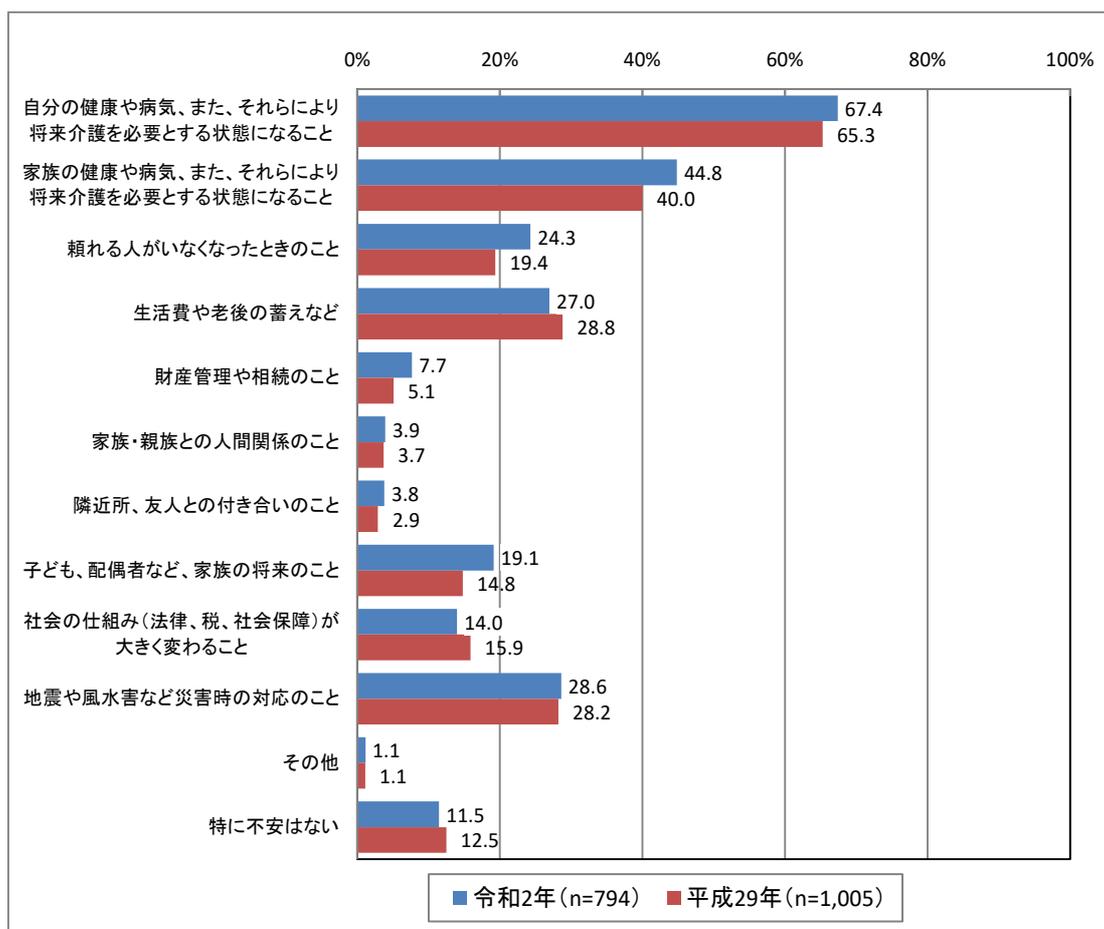
- 端数処理の関係上、構成比（%）の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比（%）は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、全ての構成比（%）を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。
- 表の上段は構成比、下段は回答数を表しています。

(2) 調査結果

1. 将来の生活で不安に感じること ※複

「自分の健康や病気、また、それらにより将来介護を必要とする状態になること」が67.4%で最も多く、次いで「家族の健康や病気、また、それらにより将来介護を必要とする状態になること」44.8%、「地震や風水害など災害時の対応のこと」28.6%の順となっています。

平成29年調査と比較すると「頼れる人がいなくなった時のこと」「家族の健康や病気、また、それらにより将来介護を必要とする状態になること」などが増加し、「社会の仕組み（法律、税、社会保障）が大きく変わること」「生活費や老後の蓄えなど」などが減少しています。



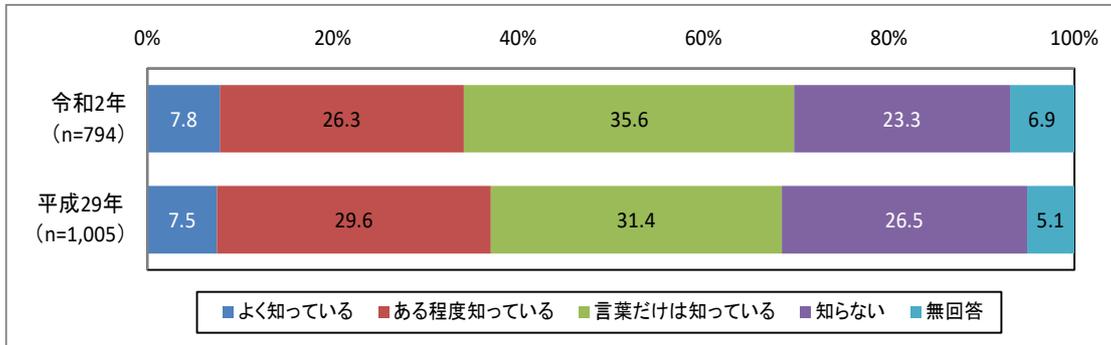
将来の生活で不安に感じることを性別でみると、ほとんどの項目で「女性」より「男性」の方が不安に感じる割合が多くなっています。

属性	区分	全体	自分の健康や病気、また、それらにより将来介護を必要とする状態になること	家族の健康や病気、また、それらにより将来介護を必要とする状態になること	頼れる人がいなくなった時のこと	生活費や老後の蓄えなど	財産管理や相続のこと	家族・親族との人間関係のこと	隣近所、友人との付き合いのこと	子ども、配偶者など、家族の将来のこと	社会の仕組み（法律、税、社会保障）が大きく変わること	地震や風水害など災害時の対応のこと	その他	特に不安はない
			74.0	54.5	23.5	29.4	10.5	5.3	5.6	23.5	16.4	27.2	1.2	12.7
性別	男性	100.0	74.0	54.5	23.5	29.4	10.5	5.3	5.6	23.5	16.4	27.2	1.2	12.7
		323	239	176	76	95	34	17	18	76	53	88	4	41
女性		100.0	66.0	39.7	26.1	26.3	6.1	2.9	2.5	16.6	12.9	30.8	1.1	11.3
		441	291	175	115	116	27	13	11	73	57	136	5	50
無回答		100.0	16.7	16.7	6.7	10.0	0.0	3.3	3.3	10.0	3.3	10.0	0.0	0.0
		30	5	5	2	3	0	1	1	3	1	3	0	0

2. 成年後見制度の認知度

「言葉だけは知っている」が35.6%で最も多く、次いで「ある程度知っている」26.3%、「知らない」23.3%の順となっています。

平成29年調査と比較すると「言葉だけは知っている」などが増加し、「ある程度知っている」「知らない」が減少しています。



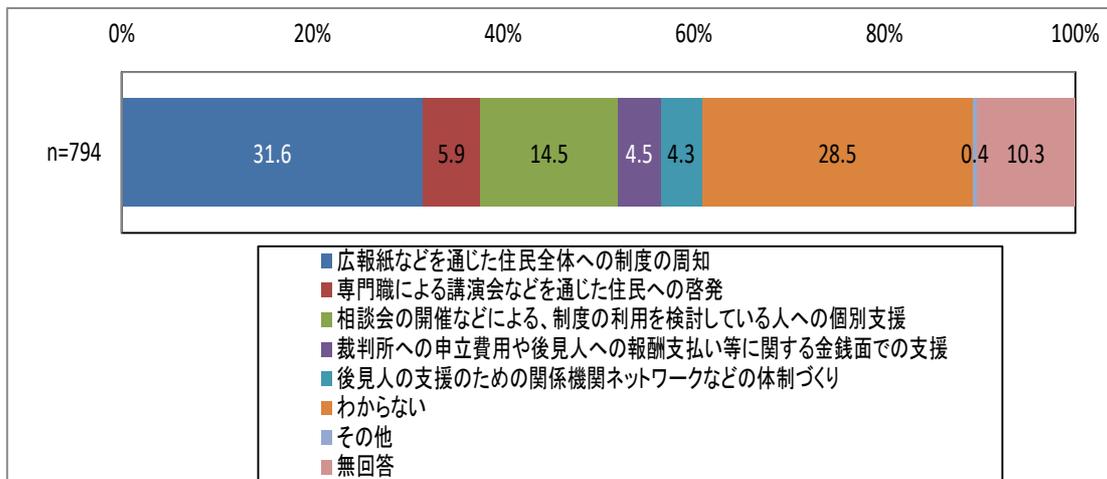
成年後見制度の認知度を性別で見ると、「よく知っている」「ある程度知っている」で「男性」、「言葉だけは知っている」「知らない」で「女性」が多くなっています。

年齢別では、「言葉だけは知っている」で「65～69歳」、「知らない」で「85歳以上」が多くなっています。

属性	区分	全体	認知度				
			よく知っている	ある程度知っている	言葉だけは知っている	知らない	無回答
性別	男性	100.0	9.0	29.7	35.0	21.1	5.3
		323	29	96	113	68	17
	女性	100.0	7.3	23.8	37.0	24.5	7.5
		441	32	105	163	108	33
	無回答	100.0	3.3	26.7	23.3	30.0	16.7
		30	1	8	7	9	5
年齢	65～69歳	100.0	9.3	25.0	41.2	21.1	3.4
		204	19	51	84	43	7
	70～74歳	100.0	3.9	33.5	37.4	21.3	3.9
		155	6	52	58	33	6
	75～79歳	100.0	11.0	20.9	39.0	19.2	9.9
		182	20	38	71	35	18
	80～84歳	100.0	5.3	29.3	30.7	26.0	8.7
	150	8	44	46	39	13	
85歳以上	100.0	11.4	24.1	24.1	31.6	8.9	
	79	9	19	19	25	7	
	無回答	100.0	0.0	20.8	20.8	41.7	16.7
		24	0	5	5	10	4

3. 成年後見制度の利用促進を行う場合、最も効果的だと思う取り組み

「広報紙などを通じた住民全体への制度の周知」が31.6%で最も多く、次いで「わからない」28.5%、「相談会の開催などによる、制度の利用を検討している人への個別支援」14.5%の順となっています。



成年後見制度の認知度を性別で見ると、「広報紙などを通じた住民全体への制度の周知」で「男性」、「相談会の開催などによる、制度の利用を検討している人への個別支援」で「女性」が多くなっています。

年齢別では、「広報紙などを通じた住民全体への制度の周知」で「70～74歳」、「相談会の開催などによる、制度の利用を検討している人への個別支援」で「65～69歳」が多くなっています。

属性	区分	全体	広報紙などを通じた住民全体への周知	専門職による講演会などの啓発	相談会の開催などによる個別支援	裁判所への申立費用や報酬支払い等に関する支援	後見人のための関係機関ネットワークの体制づくり	わからない	その他	無回答
			割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
性別	男性	100.0	35.0	8.0	17.3	4.0	4.3	23.2	0.3	7.7
		323	113	26	56	13	14	75	1	25
	女性	100.0	29.9	4.5	12.9	4.5	3.6	32.2	0.5	11.8
		441	132	20	57	20	16	142	2	52
無回答	100.0	20.0	3.3	6.7	10.0	13.3	30.0	0.0	16.7	
	30	6	1	2	3	4	9	0	5	
年齢	65～69歳	100.0	29.4	5.9	25.5	4.9	5.4	25.5	0.0	3.4
		204	60	12	52	10	11	52	0	7
	70～74歳	100.0	38.1	5.8	15.5	5.8	2.6	25.8	1.9	4.5
		155	59	9	24	9	4	40	3	7
	75～79歳	100.0	33.0	6.0	8.2	3.8	1.6	29.7	0.0	17.6
		182	60	11	15	7	3	54	0	32
	80～84歳	100.0	26.0	4.7	10.0	2.7	8.0	33.3	0.0	15.3
		150	39	7	15	4	12	50	0	23
	85歳以上	100.0	35.4	7.6	8.9	6.3	2.5	26.6	0.0	12.7
		79	28	6	7	5	2	21	0	10
無回答	100.0	20.8	8.3	8.3	4.2	8.3	37.5	0.0	12.5	
	24	5	2	2	1	2	9	0	3	

2 障がい者アンケート調査から見た課題

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は平成29年度に策定した「芦屋町障害者計画・芦屋町障害福祉計画」の基礎資料とするため、障がい者（児）の日常生活の状況や、福祉施策に対する考え方等を把握するために実施しました。

② 調査の概要

- 調査対象者 身体障害者手帳または療育手帳所持者（児）及び精神障害者保健福祉手帳所持者、又は自立支援医療利用者
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査期間 平成29年2月15日～2月28日

③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
900	502	55.8%

④集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比（％）の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比（％）は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、全ての構成比（％）を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“N=”は、各設問の回答者数を表しています。

(2) 調査結果

1. 同居者の状況

《全体》

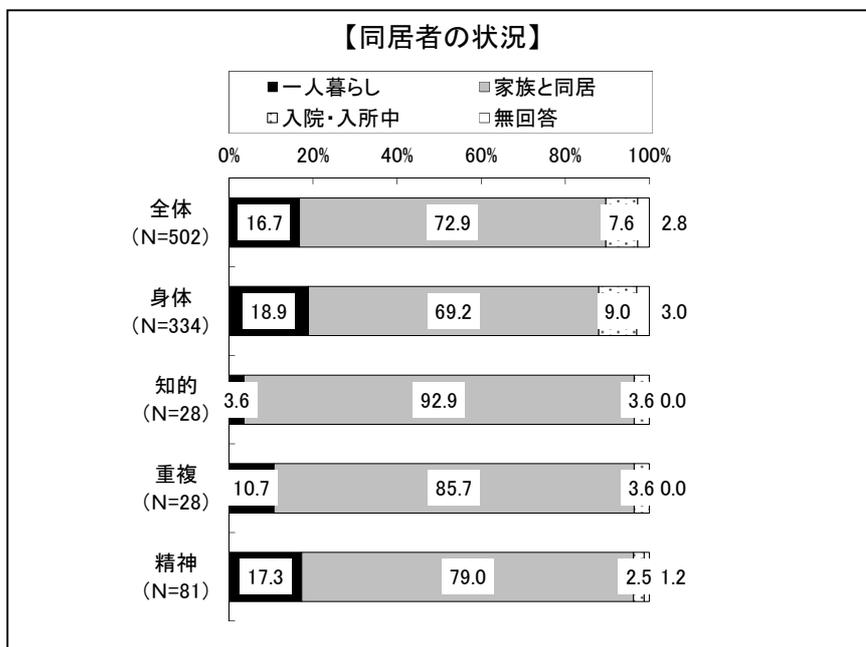
- ★ 同居者の状況を集約すると、回答者の7割強が「家族と同居」(72.9%)しており、「一人暮らし」は16.7%となっている。

《身体・知的障がい》

- ★ 障がい区分別にみると、低年齢層の多い知的障がい者及び身体・知的重複障がい者では、「父親」、「母親」、「兄弟姉妹」の割合が高くなっている。同居者の状況を集約すると、身体障がい者では、「一人暮らし」(18.9%)の割合が、他に比べて高い。
- ★ 年齢別にみると、「一人暮らし」の割合は65歳以上の年齢層で高くなっている。また「入院・入所中」の割合は75歳以上(13.1%)で高くなっている。

《精神障がい》

- ★ 「家族と同居」(79.0%)が8割弱を占めており、内訳では「母親」(35.8%)が最も多く、次いで「配偶者(夫・妻)」(30.9%)、「父親」(25.9%)、「子ども」(23.5%)となっている。また、「一人暮らし」は17.3%である。
- ★ 年齢別にみると、50歳代以上で「一人暮らし」の割合が高くなっている。



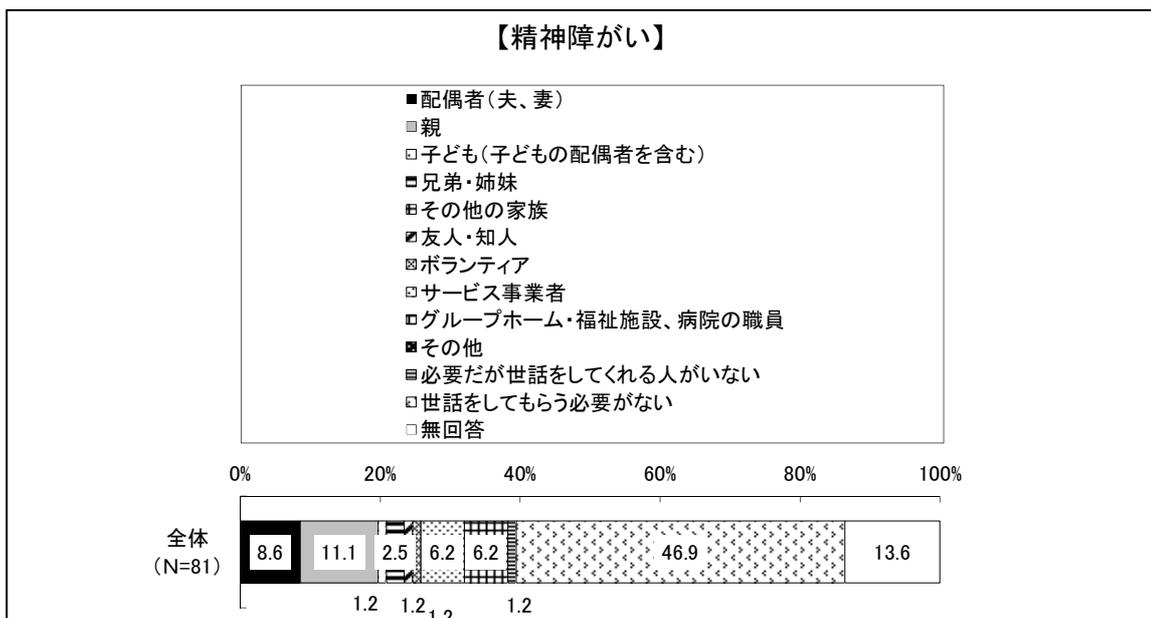
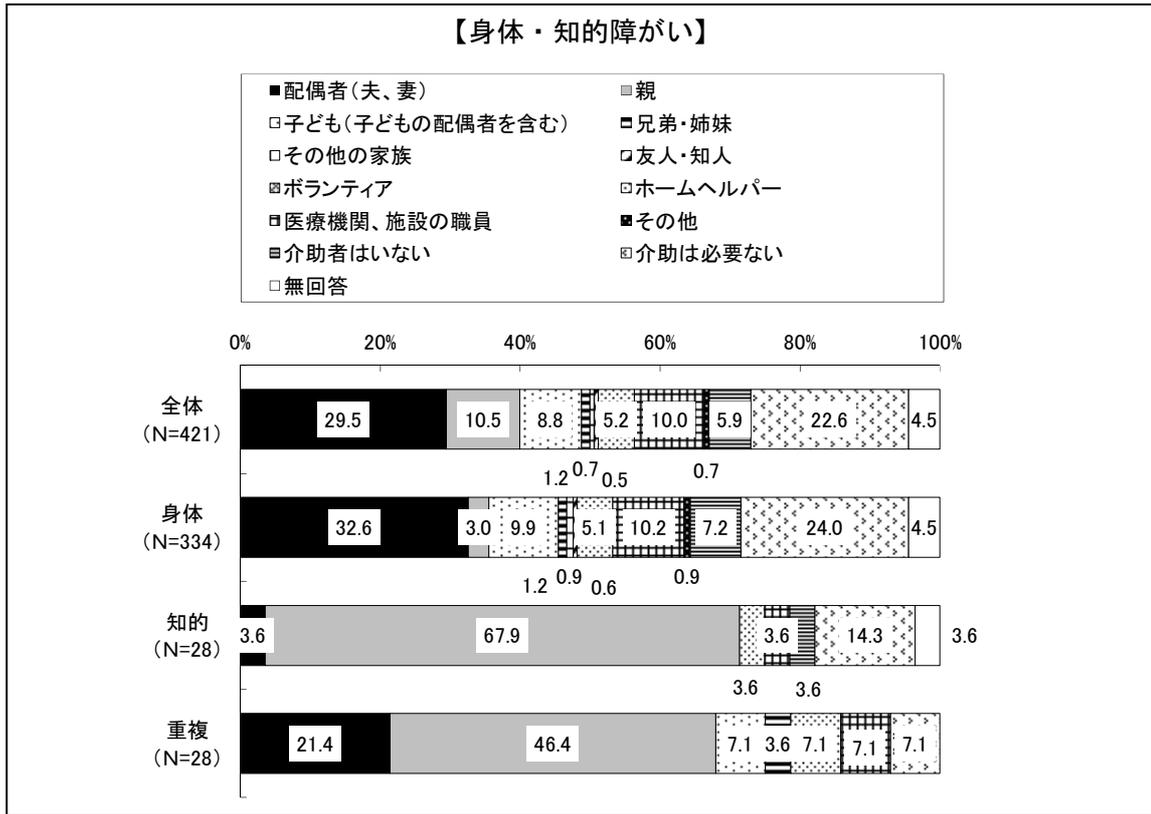
2. 主な介助者

《身体・知的障がい》

- ★ 主な介助者では、「配偶者(夫、妻)」(29.5%)が最も多く、次いで「介助は必要ない」(22.6%)となっている。
- ★ 障がい区分別にみると、身体障がい者では他に比べて「配偶者(夫、妻)」(32.6%)の割合が高く、若年層が多い知的障がい者や身体・知的重複障がい者では「親」(知的：67.9%、重複：46.4%)の割合が高い。
- ★ 同居の状況別にみると、一人暮らしの人の24.3%は「介助者はいない」と回答している。

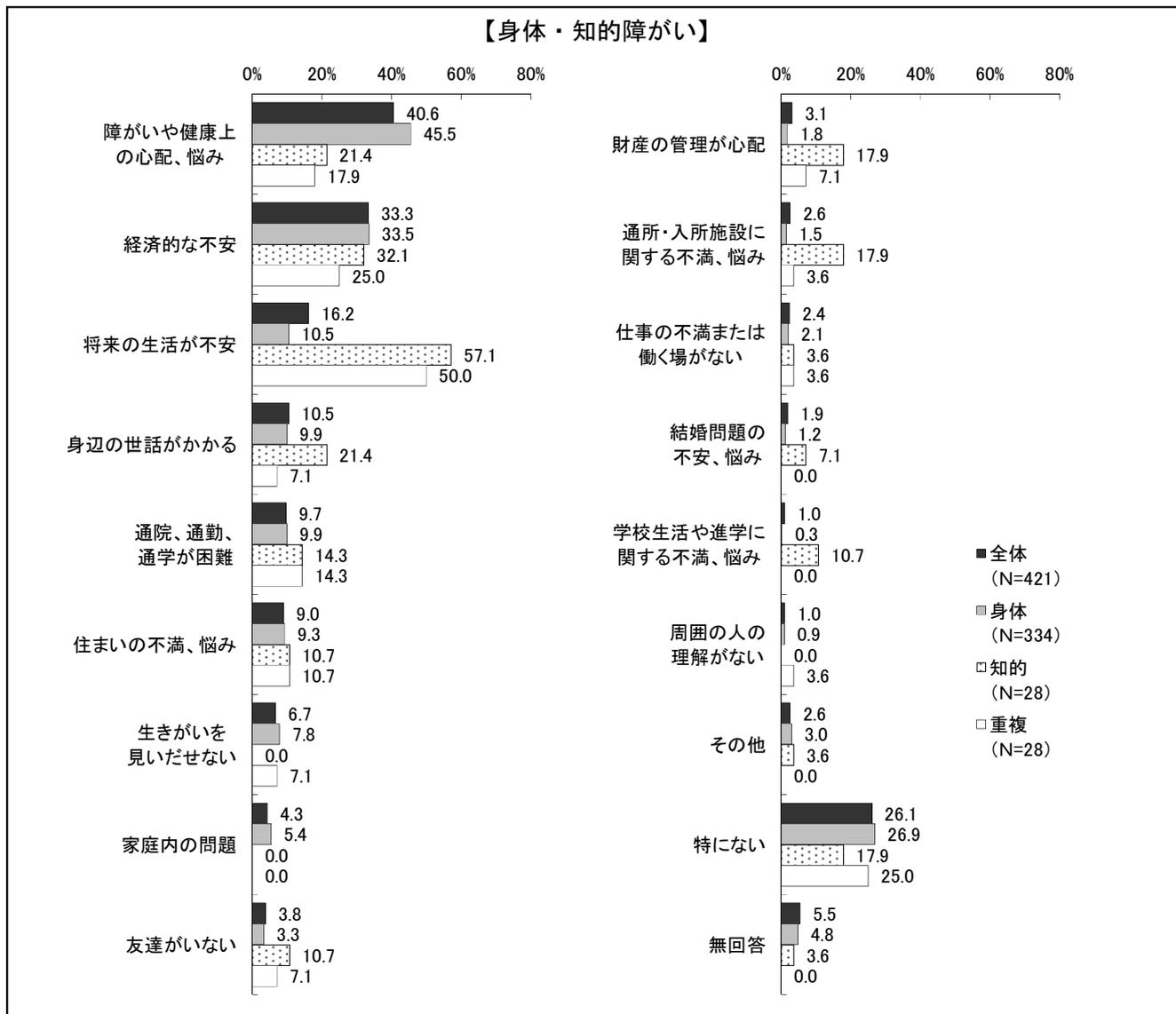
《精神障がい》

- ★ 「世話をしてもらわない必要がない」(46.9%)が半数近くを占めて最も多く、具体的な介助者では「親」(11.1%)が最も多い。



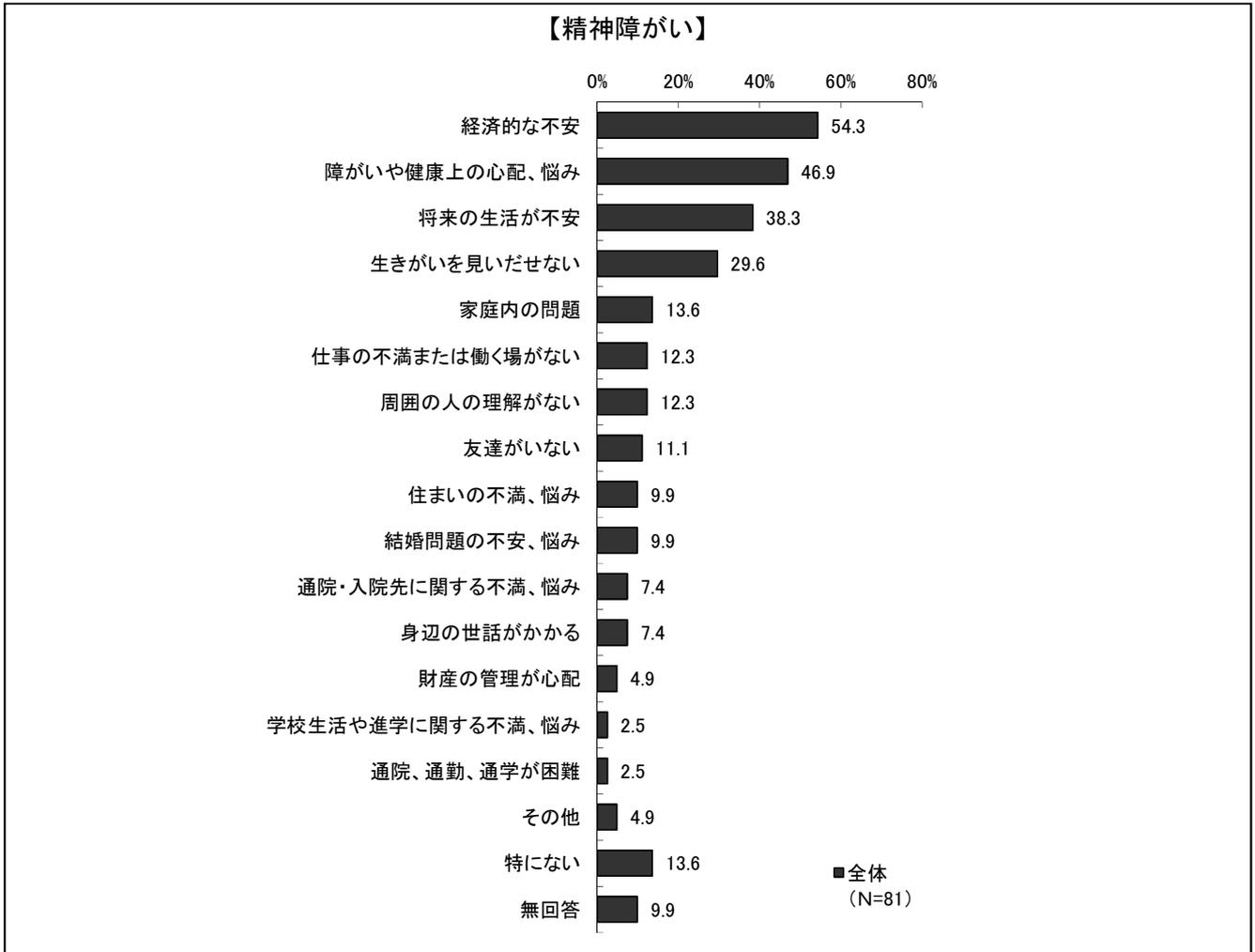
3. 生活上の困りごと、不安・悩み

- ★ 生活上の困りごと、不安・悩みでは、「障がいや健康上の心配、悩み」(40.6%)が最も多く、次いで「経済的な不安」(33.3%)、「将来の生活が不安」(16.2%)、「身辺の世話がかかる」(10.5%)となっている。
- ★ 障がい区分別にみると、知的障がい者や身体・知的重複障がい者は、身体障がい者に比べて「将来の生活が不安」の割合が高くなっている(知的:57.1%、重複:50.0%)。このほか、知的障がい者では「身辺の世話がかかる」(21.4%)、「通所・入所施設に関する不満、悩み」(17.9%)、「財産の管理が心配」(いずれも17.9%)、「学校生活や進学に関する不満、悩み」(10.7%)等の割合が高くなっている。



《精神障がい》

- ★ 「経済的な不安」(54.3%)が最も多く、次いで「障がいや健康上の心配、悩み」(46.9%)、「将来の生活が不安」(38.3%)、「生きがいを見いだせない」(29.6%)、「家庭内の問題」(13.6%)となっている。



3 課題のまとめ

(1) 町の現状から見える課題

芦屋町では、少子高齢化の進行や単身世帯の増加により、これまでの日本社会のように、家族内でお互いを支え合うことが難しくなる世帯が増加することが予想されます。

また、成年後見制度を利用することで、本人の自立した生活の支えになることが多いと考えられる認知症の人や精神障がい者は増加傾向にあり、知的障がい者もほぼ横ばいで推移しています。

これらのことから、芦屋町において、成年後見制度の適切な利用がQOL（生活の質）の向上につながると考えられる住民は、今後増加する傾向にあると考えられるため、成年後見制度の利用の促進に関する法律や国の基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に取り組むことは、芦屋町にとって必要なことであると言えます。

(2) 高齢者アンケート調査結果から見える課題

将来の不安のなかで、「頼れる人がいなくなったときのこと」や「財産管理や相続のこと」を挙げる人がここ数年増加しており、これらの不安を抱える人にとって、成年後見制度は大いに支えとなることが期待できます。

一方で、成年後見制度の認知度については、「よく知っている」「ある程度知っている」を足しても、全体の3分の1程度にとどまっており、成年後見制度の運用開始から20年近く経過しているにもかかわらず、理解が進んでいない現状が見受けられます。

そのような中で、成年後見制度の利用促進に向けた取組みとして町に期待する事では、「広報紙などを通じた住民全体への制度の周知」が最も多く回答されており、町として、制度の周知に取り組む必要性があると言えます。

(3) 障がい者アンケート調査結果から見える課題

主な介助者に「親」を選んだ人の割合をみると、知的障がい者では67.9%、身体・知的重複障がい者では46.4%、精神障がい者では11.1%となっており、親の高齢化等に備えて、将来的な介助者の確保が必要と考えられます。

また、生活上の困りごと、不安・悩みを問う設問では、「将来の生活が不安」を選択した人が、知的障がい者や身体・知的重複障がい者で5割を超え、精神障がい者でも4割近くにのぼっており、さらに、知的障がい者の17.9%が「財産の管理が心配」と回答していることから、本人の財産管理等まで含めた生活のサポートを、将来に向けて継続的に行える仕組みが必要と考えられます。

このアンケート結果から、障がいのある人のなかでも、特に、知的障がい者、身体・知的重複障がい者及び精神障がい者にとって、成年後見制度の利用が、不安や生活課題の解消に向けた有効な手段となり得ると考えられます。

第4章 課題解決のための考え方

第4章 課題解決のための考え方

1 施策の方向性

施策1 成年後見制度に関する広報啓発

前章で課題を検討する中で、住民の間で成年後見制度への理解が進んでいない現状が見受けられました。

成年後見制度の利用を促進するためには、住民が制度内容を適切に把握しているという前提が重要であることから、町として計画的に成年後見制度の利用促進に取り組むにあたり、当面の最重点項目として、制度内容に関する広報啓発に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分な情報を届けられるようにします。

施策2 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力の仕組みづくり

成年後見人等が自立した生活を行うためには、本人の力に加えて、成年後見人等を含め、本人と直接的又は間接的に関係する人や機関（チーム）が互いに連携し、必要な支援を検討して行く場が必要となります。

このため、成年後見制度を利用する人が、制度のメリットを十分に享受できるよう、町として、本人を支える親族等の他、医療・介護・福祉等の関係者による協力体制の構築に取り組み、これら関係者とともに、制度を利用する上での障壁の解消に向けて協働していきます。

施策3 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

成年後見制度の利用にあたっては、家庭裁判所への申立てが必要となりますが、医師の診断書等の添付を必要とする申立て書類の作成が必要なことなどから、専門職の支援を受けずに、全ての手続きを行うことは困難であると考えられます。

また、場合によっては、申立てを行ってくれる人がいなかったり、資力が無い等の理由により、制度を利用できない場合などが考えられます。

これらの現状を踏まえ、家庭裁判所、関係機関や専門職まで含めた協力体制（地域連携ネットワーク）を構築し、成年後見制度を利用している人や利用を検討している人を支えられるような仕組みづくりが必要です。

このため、「北九州成年後見センター みると」に委託して中核機関を設置し、一般的な相談から個別具体的な制度の利用支援に至るまで、成年後見制度の利用促進のための仕組みを順次充実させていくことにより、様々なケースで成年後見制度の利用が促進されるよう取り組みます。

2 施策の体系

成年後見制度に関する広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 広報誌やホームページを通じた情報の発信
	<ul style="list-style-type: none"> • 制度周知のためのリーフレット等の作成
	<ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センター職員（社会福祉士）による地域交流サロン等への訪問
	<ul style="list-style-type: none"> • 遠賀郡内3町（芦屋町、岡垣町、遠賀町）共催の講演会等の開催
成年後見制度を取り巻く関係者間の協力の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 制度学習会の開催（民生委員、ケアマネジャー、相談支援専門員等、成年被後見人等と接する機会が多いと思われる関係者を対象とする。）
	<ul style="list-style-type: none"> • 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者間の情報共有会議等の開催
成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 中核機関の設置（「北九州成年後見センターみると」に主要業務を委託） ⇒制度利用に関する相談先の確保 ⇒成年後見人等への支援 ⇒市民後見人※の育成について検討 ⇒利用者と成年後見人等とのマッチング機能等について検討
	<ul style="list-style-type: none"> • 遠賀郡内3町（芦屋町、岡垣町、遠賀町）持ち回りでの出張相談会の開催
	<ul style="list-style-type: none"> • 成年後見制度利用支援事業の実施 ⇒申立て手続きができない人への首長申立て ⇒資力がない人への成年後見人等報酬の助成
	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉法人等による法人後見※実施に関する検討

3 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）との関係

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際的な共通目標です。

持続可能な社会を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（手段）から構成され、「誰一人として取り残さない（no one will be left behind）」ことを理念としています。

成年後見制度の利用を促進することは、この17の目標のうち、「3. 全ての人に健康と福祉を」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「16. 平和と公正を全ての人に」という目標と合致しており、国際社会の中でも強く求められていることから、町として、これら目標の達成のためにも、成年後見制度の利用促進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

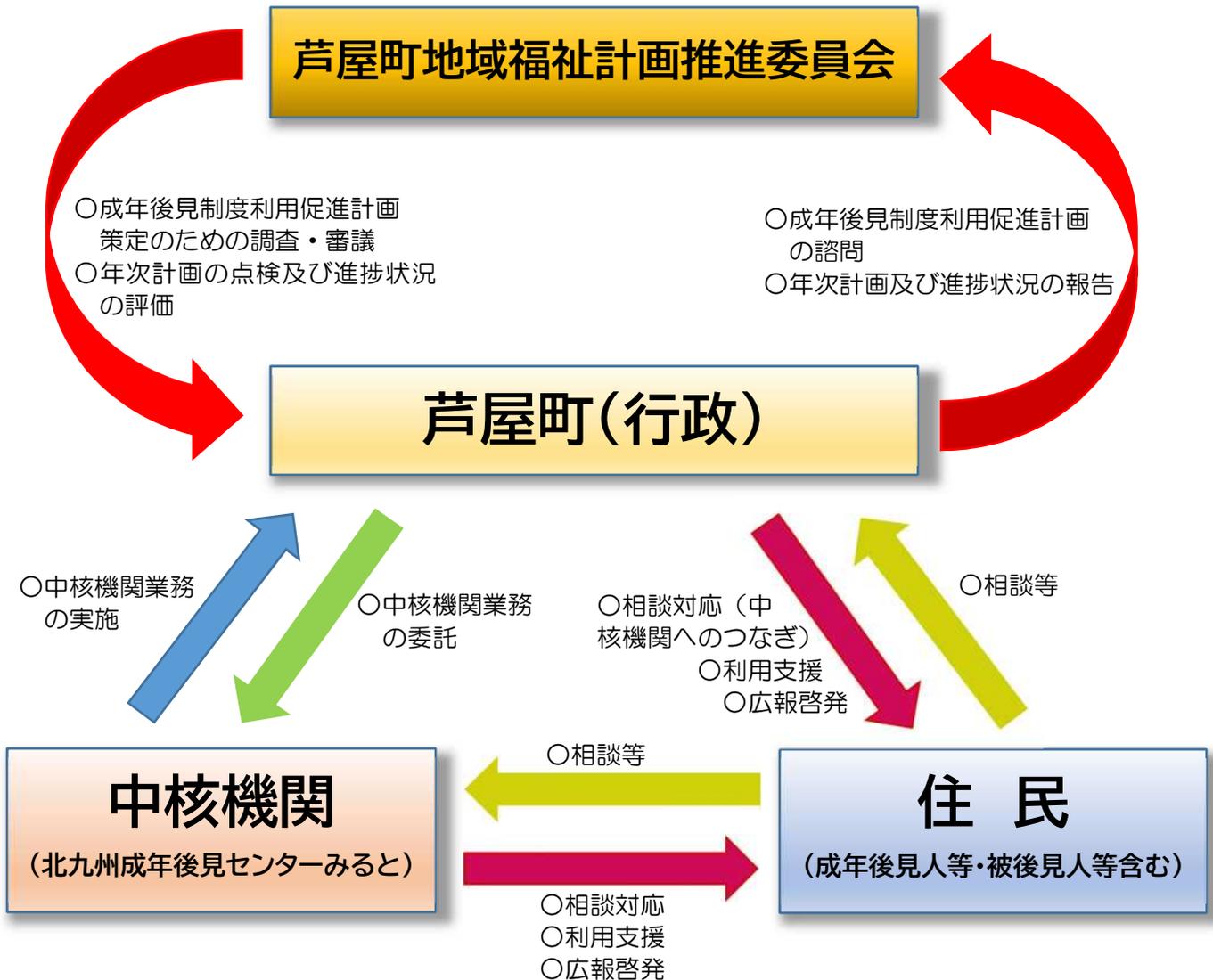


第5章 計画の推進と評価

第5章 計画の推進と評価

1 計画の点検・評価・推進体制

芦屋町成年後見制度利用促進計画の推進に関しては、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うこととし、芦屋町地域福祉計画推進委員会において毎年度の評価を行うことにより、計画の実効性を担保していきます。



2 成年後見制度の利用促進に係る体制

芦屋町において成年後見制度の利用を促進するにあたって、町内に弁護士事務所や司法書士事務所等、法律専門職等がないことが、大きな障壁となると考えられます。

そこで、「北九州都市圏連携中枢都市圏ビジョン」にもとづく連携協約に基づき、北九州市及び芦屋町、岡垣町、遠賀町による中核機関の共同利用という方法を採用することとし、北九州成年後見センター「みると」に、中核機関の主要業務を委託することとしました。

北九州成年後見センター「みると」は、法律専門職（弁護士・司法書士・税理士・行政書士）と福祉専門職（社会福祉士）や老いを支える北九州家族の会がひとつになって、北九州市社会福祉協議会と共に立ち上げた法人であり、法律専門職等が不足する芦屋町にとって、心強いパートナーとなることが期待されます。

○北九州成年後見センター「みると」に委託して実施する業務

I 広報機能

- ・「みると」派遣講師による芦屋町、岡垣町、遠賀町共催の講演会・勉強会等の開催
- ・「みると」ホームページ等を活用した効果的な広報活動の展開

等

II 相談機能

- ・専門職による住民からの相談対応
（電話・面談による他、3町持ち回りでの出張相談も実施）
- ・相談対応の為に関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、日本司法支援センター（法テラス）、家庭裁判所、県の機関等）との連携・調整

等

III 成年後見制度利用促進機能

- ・独力で申立てを行う親族後見人等への書類作成等の支援
- ・町長申立て時の事務手続き支援

等

IV 後見人支援機能（モニタリング・バックアップ）

- ・成年被後見人等を支えるチーム（成年後見人等及び本人に身近な親族、福祉・医療等の関係者）に対する相談対応等の支援
- ・成年被後見人等の支援について協議する場（国が言う「協議会」）として開催される、地域ケア会議、個別ケース会議等への参加及び助言等

等

第6章 資料編

第6章 資料編

1 用語集

協議会	<p>後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のこと。</p> <p>芦屋町では、既存の地域ケア会議（高齢者）や個別ケース会議（障がい者）の枠組みを活用することにより、新たな機関を立ち上げることなく、関係機関の協力体制づくりを進めます。</p>
市民後見人	<p>今後、成年後見制度利用者の増加が見込まれる中で、成年後見人等の担い手の不足が見込まれていることから、利用者本人と同じ地域に居住する社会貢献への意欲や倫理観が高い住民を後見人業務の担い手として育成していくこと。</p> <p>市民後見人が担当する事例については、多額の財産等がなく、身上監護や日常の金銭管理に限定されるような、比較的難易度の事案を担当することが期待される。</p>
地域連携ネットワーク	<p>成年後見制度の利用が必要な人のために、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。</p> <p>「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。</p> <p>広報、相談、成年後見制度利用促進、成年後見人等支援の4つの機能について、段階的・計画的に整備することが求められている。</p>
チーム	<p>権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者（後見等開始後はこれに後見人が加わる）が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。</p>
中核機関	<p>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されている。</p>
法人後見	<p>社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。</p>